財団法人日本ハンドボール協会 報奨金規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ハンドボール協会の代表として、オリンピック・世界選手権大会 ならびにその予選で好成績をあげ活躍した代表選手に対して、報奨金を授与し表彰 することについて定める。

(対象)

- 第2条 対象の大会は、下記の各号に規定する。
 - (1)オリンピック
 - (2)世界選手権大会、
 - (3)そのアジア地区予選大会

(金 額)

- 第3条 報奨金額は、下記の各号に規定する。
 - (1) オリンピック・世界選手権大会 (万円/代表選手一人当たり) 最終的に承認された選手数

	優勝	準優勝	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位
オリンピック	300	150	100	60	40	30	20	10
世界選手権大会	300	150	100	60	40	30	20	10

(2) 代表権獲得の際(万円/代表チーム)

	代表権獲得の際の内訳
オリンピック出場権獲得	1 0 0 0
世界選手権出場権獲得	1 0 0

(3)大会が重複する場合

アジア競技大会・アジア選手権がオリンピック・世界選手権大会の予選をかね た場合は、金額の多い方を順当する。

(4)その他の国際大会

出場する大会の重要度を勘案し、その都度常務理事会で検討して、上記に準じて支給する場合がある。

(付 則) この規程は、平成17年8月1日より施行する。